

平成 2 9 年

第 2 回 臨時 會議 案

北 海 道 恵 庭 市

報告第1号

恵庭市税条例等の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

恵庭市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

恵庭市長 原 田 裕

恵庭市税条例等の一部を改正する条例

(恵庭市税条例の一部改正)

第1条 恵庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第46条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項各号列記以外の部分中「、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第68条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「、前7項」を「、前各項」に改める。

第71条の2の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第82条の2におい

て「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第82条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第82条の2第1項各号列記以外の部分中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第6条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第8条を次のように改める。

(読替規定)

第8条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項を同条第12

項とする。

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第17条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第17条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定

等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第93条及び第94条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第17条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第20条の2第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

(恵庭市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 恵庭市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の表新条例附則第16条の表第89条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の恵庭市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第45条第3項及び第5項並びに第46条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第45条第3項又は第46条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第68条第8項及び附則第8条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 号。第3項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第71条の2第2項及び第82条の2の規定は、平成28年4月1日以後に新たに発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを恵庭市税条例第90条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（恵庭市税条例第93条及び第94条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

恵庭市税条例新旧対照表（抄）＜第 1 条関係＞

現行	改正案
第 1 条～第 44 条の 6 （略） （法人の市民税の申告納付） 第 45 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定<u>によって</u>提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書<u>によって</u>納付しなければならない。 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合<u>においては</u>、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 の規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合<u>においては</u>、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする_____。)の翌日から納付の日までの	第 1 条～第 44 条の 6 （略） （法人の市民税の申告納付） 第 45 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定<u>により</u>提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書<u>により</u>納付しなければならない。 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合<u>には</u>____、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 の規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。 3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合<u>には</u>____、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 5 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの

現行	改正案
期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書<u>によって</u>納付しなければならない。 4 (略) 5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。))については_____、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に	期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書<u>により</u>納付しなければならない。 4 (略) 5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。))については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に

現行	改正案
掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)～(2) (略) 6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定<u>によって</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 48 条第 1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 7 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第 75 条の 2 第 7 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 7 条の規定を適用することができる。 7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定<u>によって</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 46 条第 3 項及び第 48 条第 2 項において同じ。)がある連結子法人(同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 46 条第 3 項及び第 48 条第 2 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告	掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1)～(2) (略) 6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定<u>により</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 48 条第 1 項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第 75 条の 2 第 9 項(同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第 75 条の 2 第 9 項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 7 条の規定を適用することができる。 7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定<u>により</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 46 条第 3 項及び第 48 条第 2 項において同じ。)(連結申告法人(同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告

現行	改正案
法人をいう。第 48 条第 2 項において同じ。)に限る。)については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 48 条第 2 項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 48 条第 2 項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 7 条の規定を適用することができる。 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第 46 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(同条第 23 項の申告納付に係る法人税割にかかる不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする_____。)の翌日から納付の	法人をいう。第 48 条第 2 項において同じ。)に限る。)については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 48 条第 2 項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 48 条第 2 項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 7 条の規定を適用することができる。 (法人の市民税に係る不足税額の納付の手続) 第 46 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には_____,当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。 2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(同条第 23 項の申告納付に係る法人税割にかかる不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の

現行	改正案
日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。 3 (略) 4 第 2 項の場合において、<u>法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)</u>の提出 _____ があつたとき(<u>当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項</u>、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該<u>修正申告書が提出された</u>ときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については _____、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る _____ 市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) (略)	日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。 3 (略) 4 第 2 項の場合において、<u>納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)</u>があつたとき(<u>当該増額更正</u>に係る市民税について<u>法 321 条の 8 第 1 項</u>、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があつた後に、当該<u>増額更正があつた</u> _____ ときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、<u>前項の規定にかかわらず</u>、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人<u>についてされた当該増額更正</u>により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 3 項に規定する市民税にあっては、第 1 号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) (略)

現行	改正案
(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該<u>修正申告書に係る更正の通知をした日まで</u> _____ _____ _____の期間 第47条～第67条 (略) (固定資産税の課税標準) 第68条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録され	(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該<u>増額更正</u> _____の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間 第47条～第67条 (略) (固定資産税の課税標準) 第68条 基準年度(昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。以下同じ。)に係る賦課期日に所在する土地又は家屋(以下「基準年度の土地又は家屋」という。)に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格(以下「基準年度の価格」という。)で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳(以下「土地課税台帳等」という。)又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳(以下「家屋課税台帳等」という。)に登録され

現行	改正案
たものとする。 2～7 （略） 8 法第 349 条の 3、<u>第 349 条の 4 又は第 349 条の 5</u> の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前 7 項の規定にかかわらず、法第 349 条の 3、第 349 条の 4 又は第 349 条の 5</u> に定める額とする。 9～10 （略） 第 69 条～第 71 条 （略） （法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の<u>あん分</u>の申出） 第 71 条の 2 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(4) （略） (5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	たものとする。 2～7 （略） 8 法第 349 条の 3 <u>又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第 349 条の 3 又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで</u> に定める額とする。 9～10 （略） 第 69 条～第 71 条 （略） （法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の<u>按分</u>の申出） 第 71 条の 2 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(4) （略） (5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定により<u>按分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

現行	改正案
2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度(第 3 号及び第 82 条の 2 において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(以下この項及び第 82 条の 2 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 82 条の 2 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(以下この項及び第 82 条の 2 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年 _____ を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____) の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載	2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度(第 3 号及び第 82 条の 2 において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(以下この項及び第 82 条の 2 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 82 条の 2 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(以下この項及び第 82 条の 2 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、<u>法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域(第 82 条の 2 において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第 82 条の 2 において同じ。)</u>には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。) の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載

現行	改正案
し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 3 法第 352 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6 項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。 4 (略) 第 72 条～第 82 条 (略) (被災住宅用地の申告) 第 82 条の 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。))	し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 3 法第 352 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6 項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。 4 (略) 第 72 条～第 82 条 (略) (被災住宅用地の申告) 第 82 条の 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。))

現行	改正案
の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 5 号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。	の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 5 号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

現行	改正案
第 83 条～第 149 条 （略） 附 則 第 1 条～第 5 条の 4 （略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第 6 条 昭和 57 年度から平成 30 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 28 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2～3 （略） 第 7 条～第 7 条の 2 （略）	第 83 条～第 149 条 （略） 附 則 第 1 条～第 5 条の 4 （略） （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第 6 条 昭和 57 年度から平成 33 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 28 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2～3 （略） 第 7 条～第 7 条の 2 （略）

現行	改正案
<u>(読替規定)</u> 第 8 条 <u>法附則第 15 条、第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 68 条第 8 項中「又は第 349 条の 5」とあるのは「若しくは第 349 条の 5 又は法附則第 15 条、第 15 条の 2 若しくは第 15 条の 3」とする。</u> 第 8 条の 2～第 10 条 (略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 2～4 (略) 5 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 6 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 7 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 8 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	<u>(読替規定)</u> 第 8 条 <u>法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 68 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。</u> 第 8 条の 2～第 10 条 (略) (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合) 第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。 2～4 (略) 5 法附則第 15 条第 32 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 6 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 7 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 8 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

現行	改正案
9 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 11 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。 12 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。 13 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 第10条の3～第15条（略） （軽自動車税の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	9 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 11 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。 12 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 第10条の3～第15条（略） （軽自動車税の税率の特例） 第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

現行	改正案
(略) 2 (略) 3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>次項</u> <u>において同じ。</u>)に対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 4 (略)	(略) 2 (略) 3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。<u>以下この条(第 5 項を除く。)</u>において同じ。)に対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 (略) 4 (略) 5 <u>法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車</u><u>が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車</u><u>が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車

現行	改正案
第17条 削除	<u>年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車</u> <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番</u> <u>号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項</u> <u>の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ</u> <u>ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> 7 <u>法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動</u> <u>車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)</u>に対する第89条の規定 <u>の適用については、当該軽自動車</u>が平成29年4月1日から平成30 <u>年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30</u> <u>年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車</u>が平成30年4月1日から <u>平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には</u> <u>平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条</u> <u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字</u> <u>句とする。</u> <u>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</u> 第17条 <u>市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車</u> <u>が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自</u> <u>動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等</u> <u>(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。</u>

現行	改正案
	<u>次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</u> 2 <u>市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第93条及び第94条の規定を除く。)を適用する。</u> 3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> 4 <u>第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「納期限」とあるのは、「納期限(附則第17条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u>

現行	改正案
第 18 条～第 20 条（略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第 20 条の 2 昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)～(2)（略） 2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5	第 18 条～第 20 条（略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第 20 条の 2 昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 4 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)～(2)（略） 2 前項の規定は、昭和 63 年度から平成 32 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5

現行	改正案
項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第9項</u>の規定に該当することとなる<u>場合</u>においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) 第20条の3～第25条 (略)	項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなる<u>ときは</u> _____、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) 第20条の3～第25条 (略)

恵庭市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）＜第 2 条関係＞

現行	改正案																																
第 1 条～第 2 条 （略）	第 1 条～第 2 条 （略）																																
附 則	附 則																																
第 1 条～第 4 条 （略）	第 1 条～第 4 条 （略）																																
第 5 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 89 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第 5 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 89 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																																
<table><tr><th colspan="3">(略)</th></tr><tr><td rowspan="6">新条例附則第 16 条の表第 89 条第 2 号アの項</td><td>第 89 条第 2 号ア</td><td>平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条第 2 号ア</td></tr><tr><td>3,900 円</td><td>3,100 円</td></tr><tr><td>6,900 円</td><td>5,500 円</td></tr><tr><td>1 万 800 円</td><td>7,200 円</td></tr><tr><td>3,800 円</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>5,000 円</td><td>4,000 円</td></tr></table>	(略)			新条例附則第 16 条の表第 89 条第 2 号アの項	第 89 条第 2 号ア	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条第 2 号ア	3,900 円	3,100 円	6,900 円	5,500 円	1 万 800 円	7,200 円	3,800 円	3,000 円	5,000 円	4,000 円	<table><tr><th colspan="3">(略)</th></tr><tr><td rowspan="6">新条例附則第 16 条の表第 2 号ア____の項</td><td>第 2 号ア ____</td><td>平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条第 2 号ア</td></tr><tr><td>3,900 円</td><td>3,100 円</td></tr><tr><td>6,900 円</td><td>5,500 円</td></tr><tr><td>1 万 800 円</td><td>7,200 円</td></tr><tr><td>3,800 円</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>5,000 円</td><td>4,000 円</td></tr></table>	(略)			新条例附則第 16 条の表第 2 号ア____の項	第 2 号ア ____	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条第 2 号ア	3,900 円	3,100 円	6,900 円	5,500 円	1 万 800 円	7,200 円	3,800 円	3,000 円	5,000 円	4,000 円
(略)																																	
新条例附則第 16 条の表第 89 条第 2 号アの項	第 89 条第 2 号ア	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条第 2 号ア																															
	3,900 円	3,100 円																															
	6,900 円	5,500 円																															
	1 万 800 円	7,200 円																															
	3,800 円	3,000 円																															
	5,000 円	4,000 円																															
(略)																																	
新条例附則第 16 条の表第 2 号ア____の項	第 2 号ア ____	平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条第 2 号ア																															
	3,900 円	3,100 円																															
	6,900 円	5,500 円																															
	1 万 800 円	7,200 円																															
	3,800 円	3,000 円																															
	5,000 円	4,000 円																															

報告第2号

恵庭市都市計画税条例の一部改正について（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

恵庭市長 原 田 裕

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵庭市都市計画税条例（昭和５１年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第３９項」に改める。

附則第１３項中「、第２８項、第３２項、第３７項、第４２項若しくは第４５項」を「、第２７項、第３１項、第３５項、第３９項若しくは第４２項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の恵庭市都市計画税条例の規定は、平成２９年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２８年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

恵庭市都市計画税条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
第 1 条～第 6 条（略） 附 則 1～2（略） （法附則第 15 条第 42 項の条例で定める割合） 3 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。 4～12（略） 13 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項、第 32 項、第 37 項、第 42 項若しくは第 45 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。 14（略）	第 1 条～第 6 条（略） 附 則 1～2（略） （法附則第 15 条第 39 項の条例で定める割合） 3 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。 4～12（略） 13 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項若しくは第 42 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。 14（略）

報告第3号

平成28年度恵庭市一般会計補正予算（第12号）（専決処分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度恵庭市一般会計補正予算（第12号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、平成２８年度恵庭市一般会計補正予算（第１２号）を次のとおり専決処分する。

平成２９年３月２９日

恵庭市長 原 田 裕

平成２８年度恵庭市一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条 繰越明許費の追加は、「第一表 繰越明許費補正」による。

第 一 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)			(単位 千円)
款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	2 O A 化 推 進 事 業 費	9,808

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年5月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 案件名

平成29年3月20日午後7時頃に発生した市道恵望園通線の段差により自動車のフロントバンパー等を損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

2 和解の相手方

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

3 和解の要旨

自動車のフロントバンパー等を損傷させた事故について、市は、道路管理上の瑕疵による過失割合を5割と認め、その損害を賠償する。

4 損害賠償の額

修理費 120,643円

5 専決処分年月日

平成29年3月30日

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年5月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 案件名

平成29年4月23日午後4時頃に発生した市道南25号恵庭線の穴により自動車のホイールを損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

2 和解の相手方

(住所) [REDACTED]

(氏名) [REDACTED]

3 和解の要旨

自動車のホイールを損傷させた事故について、市は、道路管理上の瑕疵による過失割合を3割と認め、その損害を賠償する。

4 損害賠償の額

修理費 31,914円

5 専決処分年月日

平成29年5月10日

議案第 2 号

恵庭市監査委員の選任同意について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により、恵庭市監査委員を次のとおり選任したいので同意を求める。

平成 2 9 年 5 月 1 9 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

（議員のうちから選任される監査委員）

鷹 羽 茂

議案第 3 号

恵庭市個人情報保護条例等の一部改正について

恵庭市個人情報保護条例等の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

平成 29 年 5 月 19 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(恵庭市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 恵庭市個人情報保護条例（平成 9 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 6 号を第 9 号とし、同条第 5 号中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。第 21 条の 3 において同じ。)」を加え、同号を同条

第8号とし、同条中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

- (6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（恵庭市情報公開条例（平成6年条例第18号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

第3条第1項中「、個人情報の保護に関し」を「、保有個人情報の保護に関し」に改める。

第7条第1項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第5項本文中「、思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報」を「、要配慮個人情報」に改める。

第8条第1項各号を次のように改める。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲

- (5) 個人情報取扱事務の責任者
- (6) 個人情報の記録項目
- (7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第9条第1項本文中「、個人情報取扱事務」を「、保有個人情報を取り扱う事務」に、「目的に個人情報」を「目的に保有個人情報」に改め、同条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「行なった」を「行った」に改める。

第10条第1項中「行なってはならない」を「行ってはならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

第10条第2項を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「、個人情報」を「、保有個人情報」に改め、同項第1号中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に、「き損」を「、毀損」に改める。

第12条第1項中「、個人情報取扱事務」を「、保有個人情報を取り扱う事務」に改め、同条第2項中「個人情報取扱事務」を「保有個人情報を取り扱う事務」に改める。

第13条第1項中「、自己に関する個人情報」を「、自己に関する保有個人情報」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改める。

第14条第2項中「個人情報の本人」を「保有個人情報の本人」に改める。

第15条第1項及び第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第5項中「決定に係る個人情報」を「決定に係る保有個人情報」に改める。

第16条第1項中「に基づき個人情報」を「により保有個人情報」に、「当該個人情報」を「当該保有個人情報」に改め、同条第2項及び第3項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「、個人情報」を「、保有個人情報」に改める。

第17条の見出し、同条、第18条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「個人情報」

を「保有個人情報」に改める。

第18条の2の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「(以下「存否を明らかにしない決定」という。) こと」を「こと(以下「存否を明らかにしない決定」という。)」に改める。

第18条の3中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第19条第2項中「違反して自己に関する個人情報」を「違反して収集されたと認める自己に関する保有個人情報」に、「が収集されたと認めるときは」を「にあっては」に、「当該自己に関する個人情報」を「当該自己に関する保有個人情報」に改める。

第19条の2第1項、第21条第2項及び第4項、第21条の2の見出し並びに同条中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第21条の3中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第22条及び第24条第1項第2号から第5号までの規定中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第25条中「その保有する個人情報」を「、保有個人情報」に改める。

第27条中「、個人情報」を「、保有個人情報」に改める。

第28条各号列記以外の部分中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「として保有されている個人情報」を「とする保有個人情報」に改める。

第30条中「、個人情報」を「、保有個人情報」に改める。

(恵庭市情報公開条例の一部改正)

第2条 恵庭市情報公開条例(平成6年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号本文を次のように改める。

個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識

別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

（恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第3条 恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3号中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

（恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第4条 恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

恵庭市個人情報保護条例新旧対照表（抄）＜第1条関係＞

現行	改正案
第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2)（略） (3) <u>個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図面、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録されたもの及び特定個人情報のうち事業を営む個人の当該事業に関する情報をいう。</u>	第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2)（略） (3) <u>個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。</u> ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u> イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u> (4) <u>個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</u> ア <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するた</u>

現行	改正案
(4) (略)	<u>めに変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</u> <u>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u> <u>(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u> <u>(6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(恵庭市情報公開条例(平成6年条例第18号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。</u> (7) (略)

現行	改正案
(5) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項_____ _____に規定する記録に記録された特定個人情報という。 (6) (略) (実施機関の責務) 第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、<u>個人情報の保護に関し</u>_____必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護について市民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。 2 (略) 第 4 条～第 6 条 (略) (収集の制限) 第 7 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明らかにするとともに、その目的達成のため、必要かつ最小限の範囲内で<u>行わなければならない</u>。 2～4 (略) 5 実施機関は、<u>思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号	(8) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項(<u>これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。第 21 条の 3 において同じ。</u>)に規定する記録に記録された特定個人情報という。 (9) (略) (実施機関の責務) 第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、<u>保有個人情報の保護に関し</u>必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護について市民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。 2 (略) 第 4 条～第 6 条 (略) (収集の制限) 第 7 条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明らかにするとともに、その目的達成のため、必要かつ最小限の範囲内で<u>行わなければならない</u>。 2～4 (略) 5 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>_____を収集してはならない。ただし、次の各号

現行	改正案
のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(2) (略) (個人情報取扱事務の届出) 第 8 条 実施機関は、継続かつ定型化して行う個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 事務の名称 (2) 事務の開始年月日 (3) 事務の目的 (4) 対象者の範囲 (5) 記録項目 (6) 管理責任者 (7) その他規則で定める事項 2～4 (略) (利用及び提供の制限) 第 9 条 実施機関は、<u>個人情報取扱事務</u>の目的以外の目的に<u>個人情報</u> (保有特定個人情報を除く。次項において同じ。)を実	のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(2) (略) (個人情報取扱事務の届出) 第 8 条 実施機関は、継続かつ定型化して行う個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) <u>個人情報取扱事務の名称</u> (2) <u>個人情報取扱事務の開始年月日</u> (3) <u>個人情報取扱事務の目的</u> (4) <u>個人情報取扱事務の対象者の範囲</u> (5) <u>個人情報取扱事務の責任者</u> (6) <u>個人情報の記録項目</u> (7) <u>個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u> (8) <u>前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u> 2～4 (略) (利用及び提供の制限) 第 9 条 実施機関は、<u>保有個人情報を取り扱う事務</u>の目的以外の目的に<u>保有個人情報</u>(保有特定個人情報を除く。次項において同じ。)を実

現行	改正案
施機関内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のものへ提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(4) (略) 2 実施機関は、前項第 3 号の規定により<u>個人情報</u>の目的外利用又は外部提供を<u>行なった</u>ときは、本人に速やかに通知するものとする。 3 (略) 第 9 条の 2～第 9 条の 3 (略) (電子計算機処理の規制) 第 10 条 実施機関は、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。)による個人情報の提供を<u>行なってはならない</u>。	施機関内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のものへ提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(4) (略) 2 実施機関は、前項第 3 号の規定により<u>保有個人情報</u>の目的外利用又は外部提供を<u>行った</u>ときは、本人に速やかに通知するものとする。 3 (略) 第 9 条の 2～第 9 条の 3 (略) (電子計算機処理の規制) 第 10 条 実施機関は、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。)による個人情報の提供を<u>行ってはならない</u>。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u> (1) <u>法令等に定めがあるとき。</u> (2) <u>実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。</u>

現行	改正案
2 <u>実施機関は、前項の方法により新たに実施機関以外のものへ個人情報の提供を開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。</u> (適正な維持管理) 第 11 条 実施機関は、<u>個人情報</u>の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。 (1) <u>個人情報</u>を正確かつ最新なものとする。 (2) <u>個人情報</u>の漏えい、改ざん、滅失、<u>き損</u>その他の事故を防止すること。 2 (略) (委託に伴う措置等) 第 12 条 実施機関は、<u>個人情報取扱事務</u>を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報を保護するため、必要な措置を講ずるよう求めなければならない。 2 実施機関から<u>個人情報取扱事務</u>の委託を受けたものは、当該委託された事務の範囲内でのみ個人情報を取り扱うものとし、実施機関が行うのと同様に、細心の注意をもって適正な管理に努めなければならない。	(適正な維持管理) 第 11 条 実施機関は、<u>保有個人情報</u>の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。 (1) <u>保有個人情報</u>を正確かつ最新なものとする。 (2) <u>保有個人情報</u>の漏えい、改ざん、滅失、<u>毀損</u>その他の事故を防止すること。 2 (略) (委託に伴う措置等) 第 12 条 実施機関は、<u>保有個人情報を取り扱う事務</u>を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報を保護するため、必要な措置を講ずるよう求めなければならない。 2 実施機関から<u>保有個人情報を取り扱う事務</u>の委託を受けたものは、当該委託された事務の範囲内でのみ個人情報を取り扱うものとし、実施機関が行うのと同様に、細心の注意をもって適正な管理に努めなければならない。

現行	改正案
3 (略) (開示を請求できる者) 第 13 条 何人も、実施機関に対し、<u>自己に関する個人情報</u> (保有特定個人情報を含む。次項及び次条から第 18 条の 3 までにおいて同じ。)の開示(<u>当該個人情報</u>が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。 2 (略) (開示請求の方法) 第 14 条 開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2 開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る<u>個人情報</u>の本人 <u> </u>又はその代理人(保有特定個人情報の場合にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを明らかにするために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 (開示請求に対する決定等)	3 (略) (開示を請求できる者) 第 13 条 何人も、実施機関に対し、<u>自己に関する保有個人情報</u>(保有特定個人情報を含む。次項及び次条から第 18 条の 3 までにおいて同じ。)の開示(<u>当該保有個人情報</u>が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。 2 (略) (開示請求の方法) 第 14 条 開示請求をしようとする者(以下「開示請求者」という。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。 (1)～(3) (略) 2 開示請求者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る<u>保有個人情報</u>の本人 <u> </u>又はその代理人(保有特定個人情報の場合にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを明らかにするために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。 (開示請求に対する決定等)

現行	改正案
第 15 条 実施機関は、前条第 1 項の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して 14 日以内に当該<u>個人情報</u>の開示をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。 2 (略) 3 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る<u>個人情報</u>の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、同項の書面にその理由を付記しなければならない。 4 (略) 5 実施機関は、第 1 項の決定をする場合において、当該決定に係る<u>個人情報</u>に当該実施機関以外のものとの協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。 (開示の方法) 第 16 条 実施機関は、前条第 1 項の規定に基づき<u>個人情報</u>の開示をする旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該<u>個人情報</u>の開示をしなければならない。 2 <u>個人情報</u>の開示は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行うものとする。 (1) 文書、図画、写真又はスライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下「文書等」という。)に記録されている<u>個人情報</u>	第 15 条 実施機関は、前条第 1 項の請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して 14 日以内に当該<u>保有個人情報</u>の開示をする旨又はしない旨の決定をしなければならない。 2 (略) 3 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る<u>保有個人情報</u>の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、同項の書面にその理由を付記しなければならない。 4 (略) 5 実施機関は、第 1 項の決定をする場合において、当該決定に係る<u>保有個人情報</u>に当該実施機関以外のものとの協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。 (開示の方法) 第 16 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により<u>保有個人情報</u>の開示をする旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該<u>保有個人情報</u>の開示をしなければならない。 2 <u>保有個人情報</u>の開示は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行うものとする。 (1) 文書、図画、写真又はスライド(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下「文書等」という。)に記録されている<u>保有個人</u>

現行	改正案
____ 当該文書等の閲覧又は写しの交付 (2) 電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスク及びその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに類する物(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている<u>個人情報</u>____ 当該磁気テープ等に記録されている<u>個人情報</u>____を現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付 (3) 録音テープ又は録画テープに記録されている<u>個人情報</u>____ 当該録音テープ又は録画テープに記録されている<u>個人情報</u>____を再生装置により再生した物の視聴 (4) その他の物に記録されている<u>個人情報</u>____ 前 3 号に規定する方法に準じた方法 3 実施機関は、前項第 1 号の方法による<u>個人情報</u>____の開示をする場合において、当該方法によると文書等が汚損され、又は破損されるおそれのあるときその他相当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該文書等を写しを用いて開示をすることができる。 4 第 14 条第 2 項の規定は、<u>個人情報</u>____の開示を受ける者について準用する。 (開示をしてはならない<u>個人情報</u>____) 第 17 条 実施機関は、第 13 条の規定にかかわらず、法令等により明	<u>情報</u> 当該文書等の閲覧又は写しの交付 (2) 電子計算機による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスク及びその他一定の事項を確実に記録しておくことができるこれらに類する物(以下「磁気テープ等」という。)に記録されている<u>保有個人情報</u> 当該磁気テープ等に記録されている<u>保有個人情報</u>を現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付 (3) 録音テープ又は録画テープに記録されている<u>保有個人情報</u> 当該録音テープ又は録画テープに記録されている<u>保有個人情報</u>を再生装置により再生した物の視聴 (4) その他の物に記録されている<u>保有個人情報</u> 前 3 号に規定する方法に準じた方法 3 実施機関は、前項第 1 号の方法による<u>保有個人情報</u>の開示をする場合において、当該方法によると文書等が汚損され、又は破損されるおそれのあるときその他相当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該文書等を写しを用いて開示をすることができる。 4 第 14 条第 2 項の規定は、<u>保有個人情報</u>の開示を受ける者について準用する。 (開示をしてはならない<u>保有個人情報</u>) 第 17 条 実施機関は、第 13 条の規定にかかわらず、法令等により明

現行	改正案
らかに開示をすることができないとされているときは、当該<u>個人情報</u>の全部又は一部を開示してはならない。 (開示しないことができる<u>個人情報</u>) 第 18 条 実施機関は、第 13 条の規定にかかわらず、開示請求に係る<u>個人情報</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>個人情報</u>の全部又は一部について開示をしないことができる。 (1)～(5) (略) (存否を明らかにしないことができる<u>個人情報</u>) 第 18 条の 2 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る<u>個人情報</u>が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該<u>個人情報</u>の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する(以下「存否を明らかにしない決定」という。)ことができる。 2～3 (略) (口頭による開示請求) 第 18 条の 3 実施機関があらかじめ定めた<u>個人情報</u>については、第 14 条の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。	らかに開示をすることができないとされているときは、当該<u>保有個人情報</u>の全部又は一部を開示してはならない。 (開示しないことができる<u>保有個人情報</u>) 第 18 条 実施機関は、第 13 条の規定にかかわらず、開示請求に係る<u>保有個人情報</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、当該<u>保有個人情報</u>の全部又は一部について開示をしないことができる。 (1)～(5) (略) (存否を明らかにしないことができる<u>保有個人情報</u>) 第 18 条の 2 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る<u>保有個人情報</u>が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該<u>保有個人情報</u>の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する<u>こと</u>(以下「存否を明らかにしない決定」という。)ができる。 2～3 (略) (口頭による開示請求) 第 18 条の 3 実施機関があらかじめ定めた<u>保有個人情報</u>については、第 14 条の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

現行	改正案
2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第 15 条の規定にかかわらず、直ちに当該<u>個人情報</u>を開示するものとし、書面による決定の通知は行わないものとする。 3 <u>個人情報</u>の開示は、第 16 条の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。 (訂正又は削除の請求) 第 19 条 何人も、自己の情報について事実の記録に誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、当該自己の情報の訂正を請求することができる。 2 何人も、第 7 条第 1 項の規定による制限を超え、又は第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に違反して自己に関する<u>個人情報</u> _____(自己に関する保有特定個人情報を除く。この項において同じ。)が収集されたと認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する<u>個人情報</u> _____の削除を請求することができる。 3～4 (略) (利用停止の請求) 第 19 条の 2 何人も、実施機関が第 9 条第 1 項の規定に違反して自己に関する<u>個人情報</u> _____の目的外利用及び外部提供をしようとし、又はしていると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する<u>個人情</u>	2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第 15 条の規定にかかわらず、直ちに当該<u>保有個人情報</u>を開示するものとし、書面による決定の通知は行わないものとする。 3 <u>保有個人情報</u>の開示は、第 16 条の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。 (訂正又は削除の請求) 第 19 条 何人も、自己の情報について事実の記録に誤りがあると認めるときは、実施機関に対して、当該自己の情報の訂正を請求することができる。 2 何人も、第 7 条第 1 項の規定による制限を超え、又は第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に違反して収集されたと認める自己に関する<u>保有個人情報</u>(自己に関する保有特定個人情報を除く。この項において同じ。)にあっては _____、実施機関に対して当該自己に関する<u>保有個人情報</u>の削除を請求することができる。 3～4 (略) (利用停止の請求) 第 19 条の 2 何人も、実施機関が第 9 条第 1 項の規定に違反して自己に関する<u>保有個人情報</u> _____の目的外利用及び外部提供をしようとし、又はしていると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する<u>保有個</u>

現行	改正案
報____の目的外利用及び外部提供の停止(以下「利用停止」という。) を請求することができる。 2～3 (略) 第 20 条 (略) (訂正若しくは削除又は利用停止の請求に対する決定) 第 21 条 実施機関は、前条第 1 項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に必要な調査を行い、訂正若しくは削除又は利用停止の請求に対する許諾を決定しなければならない。 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該<u>個人情報</u>の訂正若しくは削除又は利用停止をしたうえ、訂正等請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。 3 (略) 4 実施機関は、前項の規定による通知を行った後、遅滞なく当該<u>個人情報</u>の訂正若しくは削除又は利用停止の内容及び処理結果を審査会に報告しなければならない。 5 (略) (<u>個人情報</u>____の提供先への通知)	<u>人情報</u>の目的外利用及び外部提供の停止(以下「利用停止」という。) を請求することができる。 2～3 (略) 第 20 条 (略) (訂正若しくは削除又は利用停止の請求に対する決定) 第 21 条 実施機関は、前条第 1 項の請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に必要な調査を行い、訂正若しくは削除又は利用停止の請求に対する許諾を決定しなければならない。 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに当該<u>保有個人情報</u>の訂正若しくは削除又は利用停止をしたうえ、訂正等請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。 3 (略) 4 実施機関は、前項の規定による通知を行った後、遅滞なく当該<u>保有個人情報</u>の訂正若しくは削除又は利用停止の内容及び処理結果を審査会に報告しなければならない。 5 (略) (<u>保有個人情報</u>の提供先への通知)

現行	改正案
第 21 条の 2 実施機関は、訂正決定に基づく<u>個人情報</u>（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該<u>個人情報</u>の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 （情報提供等記録の提供先への通知） 第 21 条の 3 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は<u>情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 （費用の負担） 第 22 条 この条例の規定による<u>個人情報</u>の閲覧、視聴又は訂正若しくは削除又は利用停止については、無料とする。 2 <u>個人情報</u>の写しを交付する場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とし、規則で定める。 第 23 条 （略）	第 21 条の 2 実施機関は、訂正決定に基づく<u>保有個人情報</u>（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該<u>保有個人情報</u>の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 （情報提供等記録の提供先への通知） 第 21 条の 3 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者<u>若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u>（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 （費用の負担） 第 22 条 この条例の規定による<u>保有個人情報</u>の閲覧、視聴又は訂正若しくは削除又は利用停止については、無料とする。 2 <u>保有個人情報</u>の写しを交付する場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とし、規則で定める。 第 23 条 （略）

現行	改正案
(救済手続) 第 24 条 実施機関は、第 15 条第 1 項、第 18 条の 2 第 1 項又は第 21 条第 1 項の決定について行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定に基づく審査請求があったときは、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (略) (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る<u>個人情報</u> <u>報</u>の全部を開示することとするとき。ただし、当該<u>個人情報</u> <u>報</u>の開示について反対意見書が提出されているときを除く。 (3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る<u>個人情報</u> <u>報</u>の訂正をするとき。 (4) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る<u>個人情報</u> <u>報</u>の削除をするとき。 (5) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る<u>個人情報</u> <u>報</u>の利用停止をするとき。 2～3 (略) (苦情の処理) 第 25 条 実施機関は<u>その保有する個人情報</u>の取扱いに関して苦情の申	(救済手続) 第 24 条 実施機関は、第 15 条第 1 項、第 18 条の 2 第 1 項又は第 21 条第 1 項の決定について行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定に基づく審査請求があったときは、遅滞なく審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (略) (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る<u>保有個人情報</u>の全部を開示することとするとき。ただし、当該<u>保有個人情報</u>の開示について反対意見書が提出されているときを除く。 (3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る<u>保有個人情報</u>の訂正をするとき。 (4) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る<u>保有個人情報</u>の削除をするとき。 (5) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る<u>保有個人情報</u>の利用停止をするとき。 2～3 (略) (苦情の処理) 第 25 条 実施機関は、<u>保有個人情報</u> <u>報</u>の取扱いに関して苦情の申

現行	改正案
出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。 第 26 条 （略） （他の法令等との調整） 第 27 条 法令等に、<u>個人情報</u>（保有特定個人情報を除く。）の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正若しくは削除又は利用停止に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによるものとする。 （適用除外） 第 28 条 この条例は、次に掲げる<u>個人情報</u>については、適用しない。 （1）～（5）（略） 2 この条例は、図書館、郷土資料館その他これらに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的として保有されている<u>個人情報</u>については、適用しない。 第 29 条 （略）	出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。 第 26 条 （略） （他の法令等との調整） 第 27 条 法令等に、<u>保有個人情報</u>（保有特定個人情報を除く。）の記録の閲覧、縦覧、視聴若しくは謄本、抄本その他の写しの交付又は訂正若しくは削除又は利用停止に関する定めがあるときは、当該法令等の定めるところによるものとする。 （適用除外） 第 28 条 この条例は、次に掲げる<u>保有個人情報</u>については、適用しない。 （1）～（5）（略） 2 この条例は、図書館、郷土資料館その他これらに類する市の施設において、一般の利用に供することを目的とする<u>保有個人情報</u>については、適用しない。 第 29 条 （略）

現行	改正案
(市長の調整) 第 30 条 市長は、この条例による個人情報保護制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認められるときは、他の実施機関に対し、<u>個人情報</u>の開示又は訂正若しくは削除又は利用停止に関し、報告を求め、又は助言することができる。 第 31 条 (略)	(市長の調整) 第 30 条 市長は、この条例による個人情報保護制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認められるときは、他の実施機関に対し、<u>保有個人情報</u>の開示又は訂正若しくは削除又は利用停止に関し、報告を求め、又は助言することができる。 第 31 条 (略)

現行	改正案
第1条～第9条（略）	第1条～第9条（略）
（公文書の公開義務）	（公文書の公開義務）
第10条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。	第10条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。
(1) <u>個人情報 個人の思想、信条、職業、取引、経歴、犯罪、財産、所得、身体的特徴、健康状態その他特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u>	(1) <u>個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u> であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 <u>ただし、次に掲げる情報を除く。</u>
_____ただし、次に掲げる情報を除く。	
ア～ウ（略）	ア～ウ（略）
(2)～(7)（略）	(2)～(7)（略）

現行	改正案
第 11 条～第 26 条 （略）	第 11 条～第 26 条 （略）

恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（抄）＜第 3 条関係＞

現行	改正案
第 1 条 （略） （所掌事務） 第 1 条の 2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1）～（2）（略） （3） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)<u>第 27 条第 1 項</u>に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイル(同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いに関する事項について調査審議すること。 （4）（略） 第 2 条～第 6 条 （略）	第 1 条 （略） （所掌事務） 第 1 条の 2 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。 （1）～（2）（略） （3） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)<u>第 28 条第 1 項</u>に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイル(同法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いに関する事項について調査審議すること。 （4）（略） 第 2 条～第 6 条 （略）

恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表（抄）＜第4条関係＞

現行	改正案
（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定による個人番号の利用及び<u>法第19条第9号</u>の規定による特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。 第2条～第4条 （略） （特定個人情報の提供） 第5条 <u>法第19条第9号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 （略） 第6条 （略）	（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定による個人番号の利用及び<u>法第19条第10号</u>の規定による特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。 第2条～第4条 （略） （特定個人情報の提供） 第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 （略） 第6条 （略）

議案第4号

平成29年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）

平成29年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,703千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,346,703千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成29年5月19日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,918,229	27,197	4,945,426
	2. 国庫補助金	1,465,741	27,197	1,492,938
20. 繰越金		100,000	2,906	102,906
	1. 繰越金	100,000	2,906	102,906
22. 市債		2,287,500	10,600	2,298,100
	1. 市債	2,287,500	10,600	2,298,100
歳入	合 計	26,306,000	40,703	26,346,703

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消防費		172,159	10,482	182,641
	1. 消防費	172,159	10,482	182,641
10. 教育費		1,595,965	30,221	1,626,186
	2. 小学校教育費	407,715	30,221	437,936
歳出	合 計	26,306,000	40,703	26,346,703

76

第二表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
消防施設整備事業債	9,100	16,900
学校教育施設整備事業債	49,500	52,300

平成29年度恵庭市一般会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15. 国庫支出金	4,918,229	27,197	4,945,426
20. 繰越金	100,000	2,906	102,906
22. 市債	2,287,500	10,600	2,298,100
歳入合計	26,306,000	40,703	26,346,703

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9. 消防費	172,159	10,482	182,641	0	0	7,800	0	2,682
10. 教育費	1,595,965	30,221	1,626,186	27,197	0	2,800	0	224
歳出合計	26,306,000	40,703	26,346,703	27,197	0	10,600	0	2,906

2. 歳 入
（款） 15 国庫支出金
（項） 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教 育 費 国 庫 補 助 金	千円 102,808	千円 27,197	千円 130,005	1 小 学 校 費 補 助 金	千円 27,197	千円 防音機能復旧事業費 27,197
計	1,465,741	27,197	1,492,938			

（款） 20 繰越金
（項） 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	千円 100,000	千円 2,906	千円 102,906	1 繰 越 金	千円 2,906	千円 繰越金 2,906
計	100,000	2,906	102,906			

（款） 22 市債
（項） 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 消 防 債	千円 9,100	千円 7,800	千円 16,900	1 消 防 債	千円 7,800	千円 暖房給湯用設備設置事業債 7,800
7 教 育 債	84,100	2,800	86,900	1 教 育 債	2,800	小学校防音機能復旧事業債 2,800
計	2,287,500	10,600	2,298,100			

3. 歳 出
(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
4 消防施設費	千円 82,388	千円 10,482	千円 92,870	千円 27,197	千円 7,800	千円 7,800	千円 2,682	13 委 託 料	千円 459	千円 2. 施設整備費 (10,482) 委託料 459 工事請負費 10,023
								15 工事請負費	10,023	2－5. 暖房給湯用設備設置事業費 (10,482) 委託料 459 実施設計委託 工事請負費 10,023
計	82,388	10,482	92,870		7,800		2,682			

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
3 学校整備費	千円 71, 599	千円 30, 221	千円 101, 820	千円 27, 197	千円 2, 800	千円 国	千円 224	11 需 用 費	千円 50	9. 柏小学校講堂防音機能復旧事業費 (30, 221)
										需用費 50
								13委 託 料	449	消耗品費 50
										委託料 449
								15工事請負費	29, 722	監理委託 工事請負費 29, 722
計	71, 599	30, 221	101, 820	27, 197	2, 800		224			

説明資料
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
9 消 防 費	1 消 防 費	4 消 防 施 設 費	2-5 暖 房 給 湯 用 設 備 設 置 事 業 費	10,482			7,800		2,682	暖房給湯用重油タンク及び空調設備の設置
10 教 育 費	2 小 学 校 費	3 学 校 整 備 費	9 柏小学校講堂防音機能復旧事業費	30,221	27,197		2,800		224	国庫補助採択による新規事業の実施
合 計				40,703	27,197	0	10,600	0	2,906	一般財源の内訳 繰越金 2,906